

大規模災害発生時等における帰宅困難者等の対応に関する覚書

千代田区政策経営部長（以下「甲」という。）と、経済産業省大臣官房総務課長（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等における帰宅困難者等の対応について、次のとおり覚書（以下「本覚書」）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、大規模災害発生時等における帰宅困難者等への対応に関する甲と乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（情報共有）

第2条 甲及び乙は、大規模災害発生時等において帰宅困難者等が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 乙は帰宅困難者等の受入状況その他必要な情報を甲に提供するものとする。

3 甲は帰宅困難者等一時受入施設の開設状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

（平時からの備え）

第3条 甲及び乙は、大規模災害発生時等に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、連絡手段の確保に努めるものとする。

3 甲は、千代田区における帰宅困難者等一時受入施設の状況について、あらかじめ乙に情報提供するものとする。

4 乙は、来庁者等の待機スペース、防災用品の備蓄量について、あらかじめ甲に情報提供するものとする。

2 甲及び乙は前項までの内容に変更があった場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

（無線機の設置）

第4条 甲は、災害時における帰宅困難者等の受け入れに関する情報連絡を円滑に行うため、その所有するデジタル式無線機（以下「無線機」という。）を乙の建物（別紙1参照）に設置する。

2 設置する無線機は、半固定局及びアンテナ（別紙2参照）とする。

（費用負担等）

第5条 乙は、甲に無線機の設置場所を無償で提供する。

2 無線機の運用に係る電気料金は、乙の負担とする。

3 乙の重過失による盗難、紛失、破損等により無線機が使用不能となった場合、その復

旧に係る費用は乙の負担とする。

4 前2項に掲げるものを除くほか、無線機の設置、運用等に関し生ずる費用は、甲の負担とする。

(覚書の解除)

第6条 本覚書を一方の都合により解除する場合は、解除しようとする日の3月前までにあらかじめ文書をもって通知をした上で、協議の上、解除するものとする。

(有効期限)

第7条 本覚書は、締結の日からその効力を生ずるものとし、前条の規定により解除される場合を除き、その効力を継続するものとする

(その他)

第8条 本覚書の規定に疑義等が生じた場合又は本覚書に定めのない事項については、甲と乙は協議のうえ決定する。

本覚書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成27年9月28日

甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区政策経営部長

乙 東京都千代田区
経済産業省大臣官房総務課長